

# 水 環 境

## 目 次

表 1	環境基準の達成状況	(17)
表 2	水質汚濁に係る環境基準	(20)
表 3	底質の暫定除去基準	(22)
表 4	地下水の水質汚濁に係る環境基準	(23)
表 5	ダイオキシン類による水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）に係る環境基準	(23)
表 6	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況(1)	(24)
表 7	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況(2)	(25)
表 8	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況(3)	(25)
表 9	愛知県における工場・事業場に係る排水規制指導の概要	(27)
表 10	水質汚濁防止法に基づく特定事業場数	(28)
表 11	水質汚濁防止法に基づく排水基準適用事業場数	(29)
表 12	項目別排水基準超過の状況（2020 年度）	(30)
表 13	ゴルフ場排水農薬調査の結果について（2020 年度）	(30)
表 14	公共下水道の供用状況	(31)
表 15	流域下水道の供用状況	(31)

表 1 環境基準の達成状況

(1) 河川 49 水域 (BOD)

水域区分	水域名	類型	'18年度	'19年度	'20年度	水域区分	水域名	類型	'18年度	'19年度	'20年度
木曾川 水域	木曾川中流	A	○	○	○	矢作川 水域	矢作川上流(1)	AA	○	×	○
	木曾川下流	A	○	○	○		矢作川上流	A	○	○	○
庄内川等 水域	日光川	D	○	○	○	矢作川下流	B→A <sup>*1</sup>	○	○	○	
	新川下流	D	○	○	○	巴川	A	○	○	○	
	五条川下流	D	○	○	○	乙川上流	A	○	○	○	
	庄内川中流(1)	B→A <sup>*3</sup>	○	○	○	乙川下流	B→A <sup>*1</sup>	○	○	○	
	庄内川中流(2)	D→C <sup>*3</sup>	○	○	○	鹿乗川	C	○	○	○	
	庄内川下流	D→C <sup>*3</sup>	○	○	○	矢作古川	C→B <sup>*1</sup>	○	○	○	
	矢田川上流	D	○	○	○	介木川	A→AA <sup>*1</sup>	○	○	○	
	矢田川下流	D→C <sup>*3</sup>	○	○	○	男川	A	○	○	○	
	荒子川	E	○	○	○	雨山川及び 乙女川下流	A→AA <sup>*1</sup>	○	○	○	
	中川運河	E	○	×	○	木瀬川及び 大伏川下流	A→AA <sup>*1</sup>	○	○	○	
名古屋市 内水域	堀川	D	○	○	○	豊川等 水域	豊川上流	AA	○	○	×
	山崎川	D	○	○	○		豊川中流	A	○	○	○
	太白川	C	○	○	○		豊川下流	A	○	○	○
	境川上流	B	○	○	○		宇連川	AA	○	○	○
	境川下流	C→B <sup>*2</sup>	○	○	○		豊川放水路	B	○	○	○
	逢妻川上流	D→C <sup>*2</sup>	○	○	○		音羽川	B	○	○	○
	逢妻川下流	D→B <sup>*2</sup>	○	○	○		佐奈川	C	○	○	○
	猿渡川	D→C <sup>*2</sup>	○	○	○		梅田川	C	○	○	○
	稗田川	C	○	○	○		高浜川	C	○	○	○
	新川	C	○	○	○		新川	D	○	○	○
境川等 水域	長田川	C→B <sup>*2</sup>	○	○	○	天竜川	AA	○	○	○	
	半場川	C	○	○	○	'18年度環境基準達成率：48/49×100=98%	'19年度環境基準達成率：46/49×100=94%	'20年度環境基準達成率：48/49×100=98%			
	朝鮮川	C→B <sup>*2</sup>	○	○	○						
	阿久比川	C	○	○	○						
大千瀬川	C	○	○	○							

\*1 2018年3月30日に生活環境の保全に関する水質環境基準の水質環境基準の見直しを行った。

\*2 2019年3月29日に生活環境の保全に関する水質環境基準の水質環境基準の見直しを行った。

\*3 2020年3月31日に生活環境の保全に関する水質環境基準の水質環境基準の見直しを行った。

類型区分	環境基準値 (BOD75%水質値)	類型区分	環境基準値 (BOD75%水質値)
AA	1 mg/L以下	C	5 mg/L以下
A	2 mg/L以下	D	8 mg/L以下
B	3 mg/L以下	E	10 mg/L以下

(2) 河川 42 水域 (全亜鉛)

水域区分	水域名	類型	'18年度	'19年度	'20年度	水域区分	水域名	類型	'18年度	'19年度	'20年度
木曾川水域	木曾川(2)	生物B	○	○	○	庄内川等 水域	日光川	生物B	○	○	○
	新川下流	生物B	○	×	○		五条川下流	生物B	○	○	×
名古屋市内 水域	中川運河	生物B	○	○	○	矢作川 水域	庄内川	生物B	○	○	○
	堀川	生物B	○	○	○		矢田川	生物B	○	×	○
	山崎川	生物B	○	○	○		荒子川	生物B	○	○	○
	太白川	生物B	○	○	○		中川運河	生物B	○	○	○
	境川	生物B	○	○	○		堀川	生物B	○	○	○
	逢妻川	生物B	○	×	○		山崎川	生物B	○	○	○
	猿渡川	生物B	○	○	○		太白川	生物B	○	○	○
	稗田川	生物B	○	○	○		境川	生物B	○	○	○
	高浜川	生物B	○	○	○		逢妻川	生物B	○	×	○
	新川	生物B	○	×	○		猿渡川	生物B	○	○	○
境川等 水域	長田川	生物B	○	○	○	天竜川水域	大千瀬川	生物A	○	○	○
	半場川	生物B	○	○	○	'18年度環境基準達成率：37/42×100=88%	'19年度環境基準達成率：38/42×100=90%	'20年度環境基準達成率：40/42×100=95%			
	朝鮮川	生物B	○	○	○						
	阿久比川	生物B	○	○	○						
	矢作川(ア)	生物A	○	○	○						
	矢作川(イ)	生物B	○	○	○						
	巴川	生物B	○	○	○						
	天竜川	生物A	○	○	○						
	環境基準値 (全亜鉛平均値)	0.03 mg/L以下									
	環境基準値 (全亜鉛平均値)	0.03 mg/L以下									

## (3) 河川 42 水域 (ノニルフェノール)

水域区分	水域名	類型	'18年度	'19年度	'20年度	水域区分	水域名	類型	'18年度	'19年度	'20年度
木曽川水域	木曽川(2)	生物B	○	○	○	庄内川等 水域	乙川(ア)	生物A	○	○	○
	日光川	生物B	○	○	○		乙川(イ)	生物B	○	○	○
	新川下流	生物B	○	○	○		鹿乗川	生物B	○	○	○
	五条川下流	生物B	○	○	○		矢作古川	生物B	○	○	○
	庄内川	生物B	○	○	○		介木川	生物A	○	○	○
名古屋市内 水域	矢田川	生物B	○	○	○	境川等 水域	男川	生物B	○	○	○
	荒子川	生物B	○	○	○		雨山川及び 乙女川下流	生物B	○	○	○
	中川運河	生物B	○	○	○		木瀬川及び 大伏川下流	生物B	○	○	○
	堀川	生物B	○	○	○		豊川(ア)	生物A	○	○	○
	山崎川	生物B	○	○	○		豊川(イ)	生物B	○	○	○
境川等 水域	天白川	生物B	○	○	○	宇連川(ア)	生物A	○	○	○	
	境川	生物B	○	○	○	宇連川(イ)	生物B	○	○	○	
	逢妻川	生物B	○	○	○	豊川放水路	生物B	○	○	○	
	猿渡川	生物B	○	○	○	普羽川	生物B	○	○	○	
	稗田川	生物B	○	○	○	佐奈川	生物B	○	○	○	
矢作川 水域	高浜川	生物B	○	○	○	梅田川	生物B	○	○	○	
	新川	生物B	○	○	○	汐川	生物B	○	○	○	
	長田川	生物B	○	○	○	天竜川水域 大千瀬川	生物A	○	○	○	
	半場川	生物B	○	○	○	'18年度環境基準達成率：42/42×100=100%					
	朝辭川	生物B	○	○	○	'19年度環境基準達成率：42/42×100=100%					
矢作川 水域	阿久比川	生物B	○	○	○	'20年度環境基準達成率：42/42×100=100%					
	矢作川(ア)	生物A	○	○	○	類型区分	環境基準値 (ノニルフェノール平均値)				
	矢作川(イ)	生物B	○	○	○	生物A	0.001 mg/L以下				
	巴川	生物B	○	○	○	生物B	0.002 mg/L以下				

## (4) 河川 42 水域 (LAS)

水域区分	水域名	類型	'18年度	'19年度	'20年度	水域区分	水域名	類型	'18年度	'19年度	'20年度
木曽川水域	木曽川(2)	生物B	○	○	○	庄内川等 水域	乙川(ア)	生物A	○	○	○
	日光川	生物B	○	○	○		乙川(イ)	生物B	○	○	○
	新川下流	生物B	○	○	○		鹿乗川	生物B	○	○	○
	五条川下流	生物B	○	○	○		矢作古川	生物B	○	○	○
	庄内川	生物B	○	○	○		介木川	生物A	○	○	○
名古屋市内 水域	矢田川	生物B	○	○	○	境川等 水域	男川	生物B	○	○	○
	荒子川	生物B	○	○	○		雨山川及び 乙女川下流	生物B	○	○	○
	中川運河	生物B	○	○	○		木瀬川及び 大伏川下流	生物B	○	○	○
	堀川	生物B	○	○	○		豊川(ア)	生物A	○	○	○
	山崎川	生物B	○	○	○		豊川(イ)	生物B	○	○	○
境川等 水域	天白川	生物B	○	○	○	宇連川(ア)	生物A	○	○	○	
	境川	生物B	○	○	○	宇連川(イ)	生物B	○	○	○	
	逢妻川	生物B	○	○	○	豊川放水路	生物B	○	○	○	
	猿渡川	生物B	○	○	○	普羽川	生物B	○	○	○	
	稗田川	生物B	○	○	○	佐奈川	生物B	○	○	○	
矢作川 水域	高浜川	生物B	○	○	○	梅田川	生物B	○	○	○	
	新川	生物B	×	○	○	汐川	生物B	○	○	○	
	長田川	生物B	○	○	○	天竜川 大千瀬川	生物A	○	○	○	
	半場川	生物B	○	○	○	'18年度環境基準達成率：41/42×100=98%					
	朝辭川	生物B	○	○	○	'19年度環境基準達成率：42/42×100=100%					
矢作川 水域	阿久比川	生物B	○	○	○	'20年度環境基準達成率：42/42×100=100%					
	矢作川(ア)	生物A	○	○	○	類型区分	環境基準値 (LAS平均値)				
	矢作川(イ)	生物B	○	○	○	生物A	0.03 mg/L以下				
	巴川	生物B	○	○	○	生物B	0.05 mg/L以下				

## (5) 湖沼 1 水域 (COD)

水域名	類型	'18年度	'19年度	'20年度	類型区分	環境基準値 (COD75%水質値)
油ヶ淵	B	×	×	×	B	5 mg/L以下
COD75%水質値 (mg/L)		6.9	8.1	7.9		

## (6) 湖沼 1 水域 (水生生物の保全に係る環境基準項目)

水域名	項目	類型	環境基準値 (平均値)	'18年度	'19年度	'20年度
油ヶ淵	全亜鉛	生物B	0.03 mg/L以下	○	○	○
	ノニルフェノール	生物B	0.002 mg/L以下	○	○	○
	LAS	生物B	0.05 mg/L以下	○	○	○

(7) 海域 1.1 水域 (COD)

水域区分	水域名	類型	'18年度	'19年度	'20年度	18年度環境基準達成率：6/11×100=55%	19年度環境基準達成率：5/11×100=45%	20年度環境基準達成率：6/11×100=55%
伊勢湾	名古屋港(甲)	C	○	○	○			
	名古屋港(乙)	B	○	×	×			
	常滑地先海域	B	×	×	○			環境基準値 (COD75%水質値)
衣浦湾	伊勢湾	A	×	×	×			2 mg/L 以下
	衣浦港	C	○	○	○			3 mg/L 以下
	衣浦港南部	C	○	○	○			8 mg/L 以下
渥美湾	衣浦湾	A	×	×	×			
	蒲郡地先海域	C	○	○	○			
	神野・田原地先海域	C	○	○	○			
渥美湾(甲)	渥美湾(甲)	B	×	×	×			
	渥美湾(乙)	A	×	×	×			

(8) 海域 6 水域 (全窒素)

水域区分	水域名	類型	'18年度	'19年度	'20年度	18年度環境基準達成率：5/6×100=83%	19年度環境基準達成率：5/6×100=83%	20年度環境基準達成率：5/6×100=83%
伊勢湾	伊勢湾(イ)	IV	○	○	○			
	伊勢湾(ハ)	III	○	○	○			
	伊勢湾(ニ)	II	○	○	○			環境基準値 (全窒素平均値)
三河湾	三河湾(イ)	IV	○	○	○			0.3 mg/L 以下
	三河湾(ロ)	III	○	○	○			0.6 mg/L 以下
	三河湾(ハ)	II	×	×	×			1 mg/L 以下

(9) 海域 6 水域 (全りん)

水域区分	水域名	類型	'18年度	'19年度	'20年度	18年度環境基準達成率：6/6×100=100%	19年度環境基準達成率：6/6×100=100%	20年度環境基準達成率：6/6×100=100%
伊勢湾	伊勢湾(イ)	IV	○	○	○			
	伊勢湾(ハ)	III	○	○	○			
	伊勢湾(ニ)	II	○	○	○			環境基準値 (全りん平均値)
三河湾	三河湾(イ)	IV	○	○	○			0.03 mg/L 以下
	三河湾(ロ)	III	○	○	○			0.05 mg/L 以下
	三河湾(ハ)	II	○	○	○			0.09 mg/L 以下

(10) 海域 4 水域 (全亜鉛)

水域区分	水域名	類型	'18年度	'19年度	'20年度	18年度環境基準達成率：4/4×100=100%	19年度環境基準達成率：4/4×100=100%	20年度環境基準達成率：3/4×100=75%
伊勢湾	伊勢湾	A	○	○	○			
	伊勢湾(イ)	特A	○	○	×			環境基準値 (全亜鉛平均値)
	伊勢湾(ハ)	特A	○	○	○			
	伊勢湾(ホ)	特A	○	○	○			0.01mg/L 以下
		A						0.02mg/L 以下

(11) 海域 4 水域 (ノニルフェノール)

水域区分	水域名	類型	'18年度	'19年度	'20年度	18年度環境基準達成率：4/4×100=100%	19年度環境基準達成率：4/4×100=100%	20年度環境基準達成率：4/4×100=100%
伊勢湾	伊勢湾	A	○	○	○			
	伊勢湾(イ)	特A	○	○	○			
	伊勢湾(ハ)	特A	○	○	○			環境基準値 (ノニルフェノール平均値)
	伊勢湾(ホ)	特A	○	○	○			0.0007mg/L 以下
		A						0.001mg/L 以下

(12) 海域 4 水域 (LAS)

水域区分	水域名	類型	'18年度	'19年度	'20年度	18年度環境基準達成率：4/4×100=100%	19年度環境基準達成率：4/4×100=100%	20年度環境基準達成率：4/4×100=100%
伊勢湾	伊勢湾	A	○	○	○			
	伊勢湾(イ)	特A	○	○	○			
	伊勢湾(ハ)	特A	○	○	○			環境基準値 (LAS平均値)
	伊勢湾(ホ)	特A	○	○	○			0.006mg/L 以下
		A						0.01mg/L 以下

表2 水質汚濁に係る環境基準

(2) 生活環境の保全に関する環境基準  
ア 河川 (湖沼を除く。)

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
- 2 「検出されないこと。」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

項目 類型	利用目的の 適心性	基準値					大腸菌群数
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質重量 (SS)	溶存酸素量 (DO)		
AA	水道環境保全の 自然環境全 及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	50 MPN/100mL以下	
A	水道産1級 及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L以下	25 mg/L以下	7.5 mg/L以上	1,000 MPN/100mL以下	
B	水道産2級 及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L以下	25 mg/L以下	5 m/L以上	5,000 MPN/100mL以下	
C	水道産3級 産業用水1級 及びD以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L以下	50 mg/L以下	5 mg/L以上	—	
D	工業用水2級 農業用水の 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L以下	100 mg/L以下	2 mg/L以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L以下	こみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L以上	—	

備考  
1 基準値は、日間平均値とする。  
2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする (湖沼もこれに準ずる)。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧酸素水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
2級：サケ科魚類及びアユ等貧酸素水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
3級：コイ、フナ等、β-中酸素水性水域の水産生物用  
4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
3級：特殊の浄水操作を行うもの  
5 環境保全：国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全重鉛	ノニルフェノール	LAS
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03 mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04 mg/L以下
備考	基準値は、年間平均値とする。			

(注) LAS：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

イ 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級	6.5以上	1 mg/L以下	1 mg/L以下	7.5 mg/L以上	50 MPN/100mL以下
	自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	8.5以下				
A	水道2、3級	6.5以上	3 mg/L以下	5 mg/L以下	7.5 mg/L以上	1,000 MPN/100mL以下
	水道及びB以下の欄に掲げるもの	8.5以下				
B	水道3級	6.5以上	5 mg/L以下	15 mg/L以下	5 mg/L以上	—
	工業用水1級	8.5以下				
C	工業用水2級	6.0以上	8 mg/L以下	ごみ等の浮遊物が認められないこと。	2 mg/L以上	—
	環境保全	8.5以下				
備考	基準値は、日間平均値とする。					

1 基準値は、日間平均値とする。

2 水道1級、水道2級及び水道3級については、当分の間、浮遊物質の項目の基準値は適用しない。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水道1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水道2級及び水道3級の水産生物用

2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用及び水道3級の水産生物用

3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全重鉛	全りん
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L以下	0.005 mg/L以下
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水道1種・水浴及びIII以下の欄に掲げるもの 水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L以下	0.01 mg/L以下
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L以下	0.03 mg/L以下
IV	水道2種及びVの欄に掲げるもの	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下
V	水道3種・工業用水・農業用水・環境保全	1 mg/L以下	0.1 mg/L以下
備考	基準値は年間平均値とする。		
	2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全重鉛の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。		
	3 農業用水については、全窒素の項目の基準値は適用しない。		

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（特殊なもの）とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

3 水道1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水道2種及び水道3種の水産生物用

2種：ワカサギ等の水産生物用及び水道3種の水産生物用

3種：コイ、フナ等の水産生物用

4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全重鉛	ノニルフェノール	LAS
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03 mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04 mg/L以下
備考	基準値は、年間平均値とする。			

(注) LAS：直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				n - h e k i s a n 抽出物 質 (油分等)
		水素イオンの 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
A	水産1級 浴 水 自然環境保全 及びB以下の 欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/ 100mL以下	検出されない こと。
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されない こと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—

備考  
1 基準値は、日間平均値とする。  
2 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。  
2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用  
3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
		全重鉛	ノニルフェノール
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L以下	0.001 mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L以下	0.0007 mg/L以下

備考  
基準値は、年間平均値とする。

(注) LAS：直鎖アルキルベンゼンホルムスルホン酸及びその塩

表3 底質の暫定除去基準

項目	水銀を含む底質の暫定除去基準値(底質の乾燥重量当たり)
水	<p>河川・湖沼：25 ppm以上</p> <p>海域：総水銀含有量10ppm以上のものについて溶出試験を行い、次式により算出した値(C)以上  <math>C = 0.18 \times (\Delta H / J) \times (1 / S)</math> (ppm)  <math>\Delta H = \text{平均潮差 (m)}</math>、<math>J = \text{溶出率}</math>、<math>S = \text{安全率}</math>  (例えば、<math>\Delta H = 2.37</math> m (三河湾)、<math>J = 3 \times 10^{-4}</math>、<math>S = 100</math> とすると、<math>C = 14</math> ppmとなる)</p> <p>(1) 平均潮差 (m) は、当該水域の平均潮差とする。ただし、潮汐の影響に比して副振動の影響を強く受ける海域においては、平均潮差に代えて次式によって算出した値とする。  <math>\Delta H = \text{副振動の平均振幅 (m)} \times (12 \times 60 \text{ (分)} / \text{平均周期 (分)})</math></p> <p>(2) 溶出率は、当該水域の比較的高濃度に汚染されていると考えられる4地点以上の底質について、「底質調査方法」の溶出試験により溶出率を求め、その平均値を当該水域の底質の溶出率とする。</p> <p>(3) 安全率は、当該水域及びその周辺の漁業の実態に応じて、次の区分により定めた数値とする。なお、当該の食習慣等の特殊事情に応じて安全率をさらに見込むことは差し支えない。</p> <p>1) 漁業が行われていない水域においては、10とする。  2) 漁業が行われている水域で、底質及び底質に付着している生物を採取魚介類(エビ、カニ、ジャコ、シヤコ、ナマコ、ボラ、巻き貝類等)の漁獲量の総漁獲量に対する割合がおおむね1/2以下である水域においては、50とする。</p> <p>3) 2)の割合がおおむね1/2を超える水域においては、100とする。</p>
P C B	10 ppm以上

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2 mg/L以下	0.02 mg/L以下
II	水産1種・水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3 mg/L以下	0.03 mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下
IV	水産3種・工業用水・生物生息環境保全	1 mg/L以下	0.09 mg/L以下

備考  
1 基準値は年間平均値とする。  
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。  
2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。  
3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。  
3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

表 4 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルギル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
備考	
1	基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2	「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
4	1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

表 5 ダイオキシン類による水質の汚濁 (水底の底質の汚染を含む。)に係る環境基準

媒体	基準値
水質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
備考	
1	水質の汚濁 (水底の底質の汚染を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
2	水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
3	基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
4	水質 (水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。



表6 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況(1)

水域区分	水域名	範囲	達成 期間	備考
1 河川	水野川中流	笠合ズムから大山頂直工まで	A	昭和45年9月1日 閣議決定
	水野川下流	大山頂直工より下流	A	平成14年7月15日 環境省告示(昭和46年9月1日 閣議決定)
	任内川中流(1)	水野川合流点より上流	A	令和2年3月31日 環境省告示(平成12年3月31日 環境省告示(昭和61年3月31日 環境省告示(昭和45年5月25日 閣議決定))
	任内川中流(2)	水野川合流点から水分橋まで	C	令和2年3月31日 環境省告示(平成12年3月31日 環境省告示(昭和45年5月25日 閣議決定))
	任内川下流	水分橋より下流	C	令和2年3月31日 環境省告示(平成12年3月31日 環境省告示(昭和45年5月25日 閣議決定))
	矢田川上流	大森橋より上流	D	令和2年3月31日 環境省告示(平成12年3月31日 環境省告示(昭和45年5月25日 閣議決定))
	矢田川下流	大森橋より下流	C	令和2年3月31日 環境省告示(平成12年3月31日 環境省告示(昭和45年5月25日 閣議決定))
	五条川下流	待合橋より下流	D	令和29年3月29日 環境省告示(昭和46年5月25日 閣議決定)
	新川下流	新橋より下流	D	令和29年3月29日 環境省告示(昭和46年5月25日 閣議決定)
	日光川	全線	E	令和29年3月29日 環境省告示(昭和46年5月25日 閣議決定)
	中山溝河	全線	E	令和29年3月29日 環境省告示(昭和46年5月25日 閣議決定)
	蓮川	全線	E	令和29年3月29日 環境省告示(昭和46年5月25日 閣議決定)
	山崎川	全線	D	令和29年3月29日 環境省告示(昭和46年5月25日 閣議決定)
	天目川	全線	D	令和29年3月29日 環境省告示(昭和46年5月25日 閣議決定)
	境川上流	新築橋より上流	B	平成31年3月29日 環境省告示(昭和46年9月1日 閣議決定)
境川下流	新築橋より下流	B	平成31年3月29日 環境省告示(昭和46年9月1日 閣議決定)	
鎌妻川上流	境大橋より上流	C	平成31年3月29日 環境省告示(昭和46年9月1日 閣議決定)	
鎌妻川下流	境大橋より下流	B	平成31年3月29日 環境省告示(昭和46年9月1日 閣議決定)	
猿渡川	全線	C	平成31年3月29日 環境省告示(昭和46年9月1日 閣議決定)	
朝影川	全線	B	平成31年3月29日 環境省告示(昭和46年9月1日 閣議決定)	
半藤川	全線	C	平成31年3月29日 環境省告示(昭和46年9月1日 閣議決定)	
長田川	全線	B	平成31年3月29日 環境省告示(昭和46年9月1日 閣議決定)	
神田川	全線	C	平成31年3月29日 環境省告示(昭和46年9月1日 閣議決定)	
湯浜川	全線	C	平成31年3月29日 環境省告示(昭和46年9月1日 閣議決定)	
新川	全線	C	平成31年3月29日 環境省告示(昭和46年9月1日 閣議決定)	
阿久比川	全線	C	平成31年3月29日 環境省告示(昭和46年9月1日 閣議決定)	
矢作川上流(1)	矢作ズムより上流の矢作川	AA	平成31年3月29日 環境省告示(昭和47年5月31日 環境省告示(昭和48年3月30日 環境省告示(昭和46年9月1日 閣議決定))	
矢作川上流(2)	矢作ズムから明徳川直工まで	A	平成31年3月29日 環境省告示(昭和46年9月1日 閣議決定)	
矢作川下流	明徳川直工より下流	A	平成31年3月29日 環境省告示(昭和46年9月1日 閣議決定)	
乙川上流	調崎市取水口より上流	A	平成31年3月29日 環境省告示(昭和46年9月1日 閣議決定)	
乙川下流	調崎市取水口より下流	A	平成31年3月29日 環境省告示(昭和46年9月1日 閣議決定)	
巴川	全線	A	平成31年3月29日 環境省告示(昭和46年9月1日 閣議決定)	
矢作谷川	全線	B	平成31年3月29日 環境省告示(昭和46年9月1日 閣議決定)	
龍巻川	全線	C	平成31年3月29日 環境省告示(昭和46年9月1日 閣議決定)	
介木川	全線	AA	平成31年3月29日 環境省告示(昭和46年9月1日 閣議決定)	
勇川	全線	A	平成31年3月29日 環境省告示(昭和46年9月1日 閣議決定)	
雨山川及び乙女川下流	雨山川合流点及び箱山川合流点より下流	AA	平成31年3月29日 環境省告示(昭和46年9月1日 閣議決定)	
水瀬川及び大沢川下流	水瀬川合流点及び水瀬川合流点より下流	AA	平成31年3月29日 環境省告示(昭和46年9月1日 閣議決定)	
豊川上流	宇通川合流点より上流	AA	平成31年3月29日 環境省告示(昭和46年9月1日 閣議決定)	
豊川中流	宇通川合流点から豊橋市下流上水運取水地点まで	A	平成31年3月29日 環境省告示(昭和46年9月1日 閣議決定)	
豊川下流	下流上水運取水地点より下流	A	平成31年3月29日 環境省告示(昭和46年9月1日 閣議決定)	
宇通川	全線	AA	平成31年3月29日 環境省告示(昭和46年9月1日 閣議決定)	
豊川放水路	全線	B	平成31年3月29日 環境省告示(昭和46年9月1日 閣議決定)	
権田川	静岡県に属する水域を除く	C	平成31年3月29日 環境省告示(昭和46年9月1日 閣議決定)	
佐羽川	全線	B	平成31年3月29日 環境省告示(昭和46年9月1日 閣議決定)	
佐奈川	全線	C	平成31年3月29日 環境省告示(昭和46年9月1日 閣議決定)	
汐川	全線	D	平成31年3月29日 環境省告示(昭和46年9月1日 閣議決定)	
天竜川水郷	静岡県境より上流	AA	令和29年3月29日 環境省告示(昭和46年9月1日 閣議決定)	

2 湖沼

水域区分	水域名	範囲	達成 期間	備考	
3 海城	龍ヶ窪	全線	B	昭和45年9月1日 閣議決定	
	水郷区分	水郷名	該当 類型	達成 期間	備考
	水郷区分	名古屋港(甲)	別記1の水郷	C	平成14年9月29日 環境省告示(昭和46年5月25日 閣議決定)
		名古屋港(乙)	別記2の水郷	B	昭和46年5月25日 閣議決定
		伊勢湾水郷	別記3の水郷	B	昭和46年5月25日 閣議決定
		衣浦水郷	別記4の水郷	A	平成14年3月29日 環境省告示(昭和46年5月25日 閣議決定)
		衣浦東水郷	別記5の水郷	C	昭和46年9月1日 閣議決定
		衣浦西水郷	別記6の水郷	C	昭和46年9月1日 閣議決定
		蒲郡水郷	別記7の水郷	A	昭和47年9月31日 環境省告示
		蒲郡地先水郷	別記8の水郷	C	昭和46年5月25日 閣議決定
		神野・田原地先水郷	別記9の水郷	C	昭和46年5月25日 閣議決定
		豊美湾水郷	別記10の水郷	B	昭和46年5月25日 閣議決定
	豊美湾(甲)	別記11の水郷	A	昭和46年5月25日 閣議決定	

(別記)

- 水倉川左岸瀧浦堤南端と外港第1航路第1灯標(北緯34度58分58秒,東経136度47分55秒)を結ぶ線,同地点と知多市と常滑市の境界である陸岸の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海城
- 木曾川左岸瀧浦堤南端と木曾川右岸瀧浦堤先端を結ぶ線,同地点と外港第1航路伊勢湾橋を結ぶ線,同地点と矢田川河口右岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海城であって,名古屋港(甲)に係る部分を除いたもの
- 矢田川河口右岸から美浜町稲早川河口右岸に至る陸岸の地先海城であって,陸岸から1,000m以内の部分
- 羽豆脚から藤原北端まで引いた線,同島蒲原から伊良湖岬まで引いた線,同地点から大崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海城であって,名古屋港(甲),名古屋港(乙),若狭地先海城(乙),津,松坂地先海城及び伊勢湾水郷に係る部分を除いたもの。四日市市・新地地先海城(甲),四日市市・新地地先海城(乙)及び四日市市・新地地先海城(乙)の水郷の範囲は,昭和46年9月1日に閣議決定された。(公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の指定)における別記に掲げる水郷のとおりとする)
- 衣浦大橋より海奥の衣浦港
- 衣浦瀧浦堤及び陸岸により囲まれた海城。ただし,衣浦大橋から海奥の海城を除く。
- 西尾市吉良町榑子岬と田原市伊良湖岬を結ぶ線,同地点と知多郡南知多町瀧島南端を結ぶ線,同島北端と同町羽豆脚を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海城。ただし,衣浦港防波堤から海奥の海城を除く。
- 中川河口右岸と同地点から藤原2,000mの地点を結ぶ線,同地点と蒲郡港東防波堤灯台を結ぶ線,同地点と中央埠頭東端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海城
- 豊川河口右岸と同地点から西側西4,500mの地点を結ぶ線,同地点から南3,500mの地点を結ぶ線,同地点と同地点から南西5,500mの地点を結ぶ線,同地点と田原市白谷基標(北緯34度41分9秒,東経137度14分30秒)を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海城
- 三河港々湾区域であって,蒲郡地先海城及び神野・田原地先海城に係る部分を除いたもの
- 西尾市吉良町榑子岬から田原市伊良湖岬に至る陸岸の地先海城であって,蒲郡地先海城,神野・田原地先海城及び豊美湾(甲)に係る部分を除いたもの

(注1) 達成期間の欄の記号の内容については,次のとおりである。

- 「A」は,直ちに達成
- 「B」は,5年以内で可及的速やかに達成
- 「C」は,5年を超える期間で可及的速やかに達成

(注2) 2021年3月現在

表 7 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況（2）

全室素及び全りに係る水質環境基準の水域類型指定

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
伊勢湾水域	伊勢湾(イ)	別記1の水域	IV	直ちに達成。	平成14年3月15日 環境省告示 (平成8年2月27日 環境省告示)
	伊勢湾(ハ)	別記2の水域	III	直ちに達成。	
	伊勢湾(ニ)	別記3の水域	II	直ちに達成。	
三河湾水域	三河湾(イ)	別記4の水域	IV	5年以内で可及的 速やかに達成。	平成7年10月11日 愛知県告示
	三河湾(ロ)	別記5の水域	III	直ちに達成。	
	三河湾(ハ)	別記6の水域	II	5年以内で可及的 速やかに達成。	

(別記)

1. 木曾川左岸導流堤南端から伊勢湾灯標まで引いた線、同灯標から名古屋港南5区埋立地南端まで引いた線、同埋立地東端から日長川河口左岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域
2. 二本木川河口左岸から大野港北防波堤灯台まで引いた線、大野港北防波堤及び陸岸により囲まれた海域であって、伊勢湾(イ)及び伊勢湾(ロ)に係る部分を除いたもの
3. 羽豆岬から篠島北端まで引いた線、同島南端から伊良湖岬まで引いた線、同地点から大王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域であって、伊勢湾(イ)、伊勢湾(ロ)及び伊勢湾(ハ)に係る部分を除いたもの
4. 衣浦港防波堤及び陸岸により囲まれた海域
5. 三河港湾区域の海域
6. 田原市伊良湖岬と知多郡南知多町篠島南端を結ぶ線、同島北端と同町羽豆岬を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、三河湾(イ)及び三河湾(ロ)に係る部分を除いたもの

(注) 2021年3月末現在

表 8 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況（3）

水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定

1. 河川・湖沼

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
木曾川水域	木曾川(2)	中濃大橋より下流に限る。	生物B	直ちに達成	平成21年11月30日 環境省告示
	日光川	全城	生物B	5年を超える期間で 可及的速やかに達成	
	新川下流	新橋より下流	生物B	直ちに達成	
	五条川下流	待合橋より下流	生物B	5年を超える期間で 可及的速やかに達成	
	庄内川	全城	生物B	直ちに達成	
	矢田川	全城	生物B	直ちに達成	
	荒子川	全城	生物B	直ちに達成	
	中川運河	全城	生物B	直ちに達成	
	堀川	全城	生物B	直ちに達成	
	山崎川	全城	生物B	直ちに達成	
名古屋市内 水域	天白川	全城	生物B	直ちに達成	平成25年12月24日 愛知県告示
	境川	全城	生物B	直ちに達成	
	逢妻川	全城	生物B	5年を超える期間で 可及的速やかに達成	
	猿渡川	全城	生物B	直ちに達成	
	稗田川	全城	生物B	直ちに達成	
	高浜川	全城	生物B	直ちに達成	
	新川	全城	生物B	直ちに達成	
	長田川	全城	生物B	直ちに達成	
	半場川	全城	生物B	直ちに達成	
	朝鮮川	全城	生物B	5年以内で可及的 速やかに達成	
境川等水域	阿久比川	全城	生物B	直ちに達成	

3 海域

水区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
伊勢湾水域	伊勢湾	伊勢湾(イ)～(ト)を除く全域(三河湾を除く)	生物特A	直ちに達成。	平成24年11月2日 環境省告示
	伊勢湾(イ)	磯前干潟(別記1)	生物特A	直ちに達成。	
	伊勢湾(ハ)	知多半島北部の浅場(別記2)	生物特A	直ちに達成。	
	伊勢湾(ホ)	知多半島南部の浅場(別記3)	生物特A	直ちに達成。	

(別記)

- 愛知県名古屋港区空見町空見ふ頭内南西部プエリーふ頭北東端の陸地の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
- 豊島崎港南端の陸地の地点と同港北防波堤先端を結ぶ線、小鈴谷漁港(小鈴谷地区)北防波堤先端と同港(小鈴谷地区)南防波堤先端を結ぶ線、同港南防波堤先端と同港(大谷地区)南防波堤先端を結ぶ線、常滑港南防波堤(りんくう町)先端と同港南防波堤(保栄町)先端を結ぶ線、愛知県常滑市りんくう町中部臨空都市港湾部西防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、鬼崎漁港(覆戸地区)西防波堤先端と同港(覆戸地区)北防波堤先端を結ぶ線、同港(蒲池地区)北防波堤先端と同港(蒲池地区)南防波堤先端を結ぶ線、大野漁港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、愛知県知多市大真の陸地の地点(北緯34度45分53秒、東経136度49分35秒)と同地点から西方2,500mの地点(北緯34度48分00秒)を結ぶ線、水深15mの等深線及び陸岸により囲まれた海域(ただし、中部国際空港船着場北東端の陸地の地点と同船着場南東端の陸地の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域を除く。)
  - 伊良湖岬と同地点から南南西1,750mの地点(北緯34度33分51秒、東経137度00分33秒)を結ぶ線、同岬と篠島南端を結ぶ線、同島北端と羽豆岬を結ぶ線、豊浜港(小佐地区)西防波堤先端と同港(小佐地区)東防波堤先端を結ぶ線、同港(豊浜地区)西防波堤先端と同港(中州地区)東防波堤先端を結ぶ線、同港(中州地区)西防波堤先端と同港(同港)東防波堤先端を結ぶ線、山崎漁港東防波堤先端と同港西防波堤先端を結ぶ線、内海港北防波堤先端と同港南防波堤先端を結ぶ線、富島崎港南西端の陸地の地点と同地点から西方500mの地点(北緯34度45分51秒、東経136度50分01秒)を結ぶ線、同地点と同地点から南東8,500mの地点(北緯34度42分57秒、東経136度53分30秒)を結ぶ線、同地点と同地点から南方12,500mの地点(北緯34度36分11秒、東経136度53分30秒)を結ぶ線、同地点を基点とする水深30mの等深線及び陸岸により囲まれた海域(ただし、篠島漁港北内防波堤先端と同港釣り堀堤防先端を結ぶ線、同港埋立地南西端の陸地の地点と同港南内防波堤先端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域を除く。)

(注) 2021年3月末現在

水区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
矢作川水域	矢作川(ア)	矢作ダムより上流	生物A	直ちに達成	平成24年3月27日 愛知県告示
	矢作川(イ)	矢作ダムより下流	生物B	直ちに達成	
	巴川	全域	生物B	直ちに達成	
	乙川(ア)	乙川天神橋より上流	生物A	直ちに達成	
	乙川(イ)	乙川天神橋より下流	生物B	直ちに達成	
	鹿乗川	全域	生物B	直ちに達成	
	矢作古川	全域	生物B	直ちに達成	
	介木川	全域	生物A	直ちに達成	
	男川	全域	生物B	直ちに達成	
	雨山川及び乙女川下流	雨山川全域及び雨山川合流点より下流の乙女川	生物B	直ちに達成	
	木瀬川及び大伏川下流	木瀬川全域及び木瀬川合流点より下流の大伏川	生物B	直ちに達成	
	豊川(ア)	布里堰場より上流	生物A	直ちに達成	
	豊川(イ)	布里堰場より下流	生物B	直ちに達成	
	宇連川(ア)	兼乙女橋より上流	生物A	直ちに達成	
	宇連川(イ)	兼乙女橋より下流	生物B	直ちに達成	
	豊川放水路	全域	生物B	直ちに達成	
音羽川	全域	生物B	直ちに達成		
佐奈川	全域	生物B	5年以内で可及的速やかに達成		
梅田川	静岡県に属する水域を除く	生物B	直ちに達成		
汐川	全域	生物B	直ちに達成		
大千瀬川	静岡県境より上流	生物A	直ちに達成		

2 湖沼

水区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
境川等水域	湖ヶ淵	全域	生物B	直ちに達成	平成25年12月24日 愛知県告示

表9 愛知県における工場・事業場に係る排水規制指導の概要

	物質又は項目名	規制時期	根拠	排出基準適用対象
生活環境項目	pH、BOD、COD、SS、油分(動植物性、鉱油)、フェノール類、銅、亜鉛、鉄、マンガン、クロム、大腸菌群数	1971. 6. 24 1972. 4. 1	水質汚濁防止法 上乗せ条例	・日平均排水量(以下同じ)50m <sup>3</sup> 以上排出する特定事業場 ・50m <sup>3</sup> 未満を含む特定事業場(水域・業種等により対象規模が異なる。)
	窒素、りん	1985. 7. 15 1993. 10. 1	水質汚濁防止法 水質汚濁防止法	・特定の湖沼及びその流入河川に50m <sup>3</sup> 以上排出する特定事業場※ ・伊勢湾及びその流入河川に50m <sup>3</sup> 以上排出する特定事業場(※を除く)
健康項目	カドミウム、鉛、シアン、有機りん、六価クロム、ヒ素、水銀、アキル水銀(以上化合物を含む)、PCB	1971. 6. 24	水質汚濁防止法	すべての特定事業場(上乗せ条例により一部水域でシアンを規制している。)
	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素、ジクロロメタン他10物質	1989. 10. 1 1994. 2. 1	水質汚濁防止法 水質汚濁防止法	すべての特定事業場
総量規制	ほう素、ぶつ素(以上化合物を含む)、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	2001. 7. 1	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
	1,4-ジオキサン	2012. 5. 25	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
指導値	COD、窒素、りん(窒素、りんは第5次総量規制から適用)	1980. 7. 1 1987. 7. 1 1991. 7. 1 1996. 9. 1 2002. 10. 1 2007. 9. 1 2012. 5. 1 2017. 9. 1	水質汚濁防止法 水質汚濁防止法	・伊勢湾及びその流入河川に50m <sup>3</sup> 以上排出する特定事業場 (第1次総量規制) (第2次総量規制) (第3次総量規制) (第4次総量規制) (第5次総量規制) (第6次総量規制) (第7次総量規制) (第8次総量規制)
	COD、窒素、りん(窒素、りんは2003.10.1から適用)	1981. 2. 3 2003. 10. 1	小規模事業場等排水対策指導要領	・総量規制基準適用外事業場のうち、一定の排水量以上の工場等(特定事業場以外を含む)

(注1) 上乗せ条例：水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例

(注2) 2021年3月末現在

(資料) 環境局作成

表10 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

水	域	所	業 種 別 (件)														事業場数(件)						
			畜産農業	食料品製造業	繊維工業	木製品製造業	パルプ・紙製造業	化学工業	窯業	鉄鋼業	機械製造業	浄水施設	旅館業	飲食店等	洗たく業	病院		車両洗浄施設	試験研究機関	ごみ処理場	下水道処理施設及び場	その他	
木	曾	川	愛知	3	1	0	0	1	0	0	2	0	2	0	2	4	1	4	1	19	0	55	
			宮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	4	
			愛知	87	283	19	12	3	30	261	10	243	5	376	87	265	10	646	34	11	926	168	3,476
			名古屋市	0	8	4	3	0	5	10	0	56	0	7	1	35	1	45	21	2	40	23	261
			一宮市	3	26	40	1	0	1	4	0	12	1	13	14	56	1	97	9	1	22	15	316
			春日井市	1	18	1	3	1	5	11	0	62	3	15	26	50	2	84	9	1	119	27	438
			愛知	2	4	0	0	0	0	2	0	15	1	6	3	11	0	36	0	4	53	6	143
			名古屋市	3	5	5	1	1	7	7	5	84	1	9	0	29	2	56	26	1	18	46	306
			愛知	176	178	12	4	2	32	44	6	274	4	262	60	152	10	351	34	8	362	106	2,077
			名古屋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	2	0	0	0	1	6
			岡崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			豊田	8	9	0	0	1	0	2	0	46	0	14	11	17	1	74	3	0	15	15	216
			愛知	79	39	5	0	1	1	13	1	38	1	48	12	38	3	101	2	1	89	7	479
			岡崎市	8	14	5	1	1	4	12	0	44	2	31	15	19	2	111	15	2	62	12	360
			豊田	33	37	0	0	0	5	45	0	33	4	97	36	32	0	94	6	2	112	44	580
			愛知	407	160	19	8	0	8	32	5	73	2	226	42	127	4	180	23	6	136	46	1,504
			豊橋	148	55	2	4	1	3	19	1	39	3	23	13	70	7	107	12	0	87	61	655
			岡崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			愛知	1	8	0	0	0	0	5	0	0	0	27	0	1	0	2	0	1	5	1	51
			愛知	755	673	55	24	7	71	359	22	645	15	957	206	598	28	1,320	94	32	1,590	334	7,785
			名古屋市	3	13	9	4	1	12	17	5	140	1	17	1	66	3	103	47	3	58	70	573
			豊橋	148	55	2	4	1	3	19	1	39	3	23	13	70	7	107	12	0	87	61	655
			岡崎市	8	14	5	1	1	4	12	0	44	2	31	15	19	2	111	15	2	62	12	360
			一宮市	3	26	40	1	0	1	4	0	12	1	13	15	56	1	97	9	1	25	15	320
			春日井市	1	18	1	3	1	5	11	0	62	3	15	26	50	2	84	9	1	119	27	438
			豊田	41	46	0	0	1	5	47	0	79	4	111	47	49	1	168	9	2	127	59	796
			計	959	845	112	37	12	101	469	28	1,021	29	1,167	323	908	44	1,990	195	41	2,068	578	10,927

(注) 1 処理施設及び下水道終末処理場の欄に指定地域特定施設を含む

2 2021年3月末現在

(資料) 環境局調へ

表 1 1 水質汚濁防止法に基づく排水基準適用事業場数

水 域	所 管	業 種 別 内 訳 (件)													事 業 場 数 (件)						
		畜 産 農 業	食 料 品 製 造 業	織 維 工 業	木 製 品 製 造 業	パ ル プ ・ 紙 製 造 業	化 学 工 業	窯 業	鉄 鋼 業	機 械 製 造 業	浄 水 施 設	旅 館 業	飲 食 店 等	洗 たく 業		病 院	車 両 洗 浄 施 設 式	試 験 研 究 機 関	ご み 処 理 場	下 水 道 処 理 施 設 未 処 理 場 び	そ の 他
木 曾 川	愛 知 県 一 宮 市	0	1	0	0	0	0	0	0	2	1	1	0	0	1	0	0	0	12	0	20
名 古 屋 港 ・ 庄 内 川 等	愛 知 県 名 古 屋 市	14	65	9	0	1	19	33	5	95	0	39	24	5	4	7	5	0	324	15	664
	一 宮 市	2	10	30	0	0	0	1	0	4	0	8	5	1	0	0	9	1	31	9	111
名 古 屋 市 内	春 日 井 市	0	2	0	0	1	4	4	0	36	1	4	9	6	1	1	6	1	51	9	136
	愛 知 県 名 古 屋 市	2	1	0	0	0	0	1	0	6	0	2	3	0	0	0	0	3	24	2	44
衣 浦 湾 ・ 境 川 等	名 古 屋 市	0	0	0	0	1	6	6	5	62	1	6	0	15	1	2	20	1	15	42	183
	愛 知 県 名 古 屋 市	7	27	0	0	1	18	9	4	100	0	25	11	3	7	2	4	1	111	6	336
	岡 崎 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
矢 作 川	豊 田 市	1	5	0	0	0	0	0	0	33	0	1	6	0	1	3	2	0	17	4	73
	愛 知 県 岡 崎 市	12	8	3	0	1	0	2	0	18	0	7	1	0	3	0	0	0	50	2	107
	岡 崎 市	1	4	2	1	0	2	0	0	23	0	7	8	1	0	2	9	2	29	4	95
渥 美 湾 ・ 豊 川 等	豊 田 市	1	7	0	0	0	2	25	0	21	0	15	14	0	0	0	4	1	32	14	136
	愛 知 県 豊 橋 市	46	22	5	0	0	6	7	3	27	0	40	6	7	0	1	2	0	64	2	238
	岡 崎 市	28	18	1	0	1	2	3	1	17	0	6	4	3	7	3	11	0	35	19	159
天 竜 川	岡 崎 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	愛 知 県 豊 橋 市	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4	1	8
小 計	愛 知 県	81	124	17	0	4	43	54	12	248	1	115	46	15	15	10	11	4	589	28	1,417
	名 古 屋 市	0	3	1	0	1	10	8	5	102	1	10	0	27	1	6	33	2	37	61	308
	豊 橋 市	28	18	1	0	1	2	3	1	17	0	6	4	3	7	3	11	0	35	19	159
計	岡 崎 市	1	4	2	1	0	2	0	0	23	0	7	8	1	0	2	9	2	29	4	95
	一 宮 市	2	10	30	0	0	0	1	0	4	0	8	5	1	0	0	9	1	33	9	113
	春 日 井 市	0	2	0	0	1	4	4	0	36	1	4	9	6	1	1	6	1	51	9	136
豊 田 市	2	12	0	0	0	2	25	0	54	0	16	20	0	1	3	6	1	49	18	209	
計		114	173	51	1	7	63	95	18	484	3	166	92	53	25	25	85	11	823	148	2,437

(注) 1 し尿処理施設及び下水道終末処理場の欄に指定地域特定施設を含む

2 2021年3月末現在

(資料) 環境局調べ

表12 項目別排水基準超過の状況 (2020年度)

検査項目(略号)	検査数(件)	排水基準を 超えた数(件)	排水基準を 超えた割合(%)
一般項目			
pH	441	12	2.7
BOD	362	14	3.9
COD	425	1	0.2
SS	439	9	2.1
ノルマルヘキサゲン抽出物質	3		
フエノール類	6		
銅	21	2	9.5
鉛	63	1	1.6
鉄	2	1	50.0
溶解性マンガム	1	1	100.0
大腸菌群数	34	1	2.9
全窒素	441	2	0.5
全有機燐	440	2	0.5
カドミウム	10		
シアン	37		
有機燐			
鉛	26		
クロム	37		
砒素	8		
総銀	3		
PCB			
トリクロロエチレン	12		
テトラクロロエチレン	11		
四クロロメタン			
塩化炭素	10		
1, 2-ジクロロエタン			
1, 1-ジクロロエチレン			
シス-1, 2-ジクロロエチレン			
1, 1, 1-トリクロロエタン	10		
1, 1, 2-トリクロロエタン			
1, 3-ジクロロプロペン			
チウラ			
マジン			
チオベンカルブ			
ベンゼン			
フェノール	1		
ほうろう素	34		
ふっ素	58	1	1.7
アンモニアアンモニウム化合物			
亜硝酸化合物及び硝酸化合物	24	1	4.2
1, 4-ジオキサン			
その他	6		
計(延べ件数)	2,965	48	1.6

(注) 検査数(件)は排水に係るもののみである。

表13 ゴルフ場排水農薬調査の結果について (2020年度)

区分	ゴルフ場数		延べ検体数	
	指針値超過		分析した農薬の種類	指針値超過検体数
殺虫剤	15	0	50	19
殺菌剤	20	0	131	42
除草剤	12	0	70	38
植物成長調整剤	7	0	11	6
全体	20	0	262	105

(注) 1 延べ検体数は、採水した試料についての分析項目の合計を示す。

2 政令市(岡崎市(5ゴルフ場)、春日井市(2ゴルフ場)及び豊田市(5ゴルフ場))を含む県内20調査対象ゴルフ場の調査結果。

(資料) 環境局調べ

表14 公共下水道の供用状況

都市名	行政人口 ① (人)	処理区域		普及率 ②/① (%)
		面積 (ha)	人口② (人)	
名古屋市	2,293,459	28,420	2,278,100	99.3%
豊橋市	373,833	4,930	280,659	75.1%
岡崎市	385,823	5,847	343,771	89.1%
一宮市	383,582	4,422	262,656	68.5%
瀬戸市	129,096	1,523	86,883	67.3%
半田市	119,102	1,867	106,125	89.1%
春日井市	310,317	3,242	214,490	69.1%
豊川市	186,554	3,609	157,785	84.6%
津島市	61,415	468	26,139	42.6%
碧南市	72,765	1,305	59,659	82.0%
刈谷市	152,673	2,252	141,927	93.0%
豊田市	421,280	5,352	317,683	75.4%
安城市	189,877	2,454	155,029	81.6%
西尾市	171,173	2,871	129,543	75.7%
蒲郡市	79,558	1,288	52,931	66.5%
大山市	73,268	1,094	51,533	70.3%
常滑市	58,744	1,159	30,846	52.5%
江南市	99,948	649	41,603	41.6%
小牧市	151,920	2,537	117,638	77.4%
稲沢市	135,941	1,015	60,977	44.9%
新城市	44,937	461	17,008	37.8%
東海市	114,615	1,504	99,272	86.6%
大府市	92,881	1,297	78,264	84.3%
知多市	85,061	1,488	82,305	96.8%
知立市	72,277	682	49,472	68.4%
尾張旭市	84,135	950	69,291	82.4%
高浜市	49,257	559	32,164	65.3%
高倉市	47,922	428	35,111	73.3%
豊明市	68,839	707	51,077	74.2%
日進市	92,562	1,026	71,780	77.5%
田原市	60,609	931	33,090	54.6%
愛西市	62,426	405	21,187	33.9%
清須市	69,239	318	21,290	30.7%
北名古屋市	86,181	578	43,431	50.4%
弥富市	44,221	348	18,036	40.8%
みよし市	61,236	973	48,940	79.9%
あま市	89,045	532	29,821	33.5%
長久手市	60,035	798	54,139	90.2%
東郷町	44,003	545	36,247	82.4%
豊山町	15,835	229	11,724	74.0%
大口町	24,310	633	23,397	96.2%
扶桑町	34,920	255	16,391	46.9%
大治町	33,099	106	6,995	21.1%
蟹江町	37,376	297	22,065	59.0%
阿久比町	28,595	373	24,527	85.8%
武豊町	50,368	671	43,526	86.4%
幸田町	43,547	688	35,321	81.1%
設楽町	42,658	595	30,826	72.3%
東栄町	2,998	98	1,553	51.8%
その他の都市	44,422	0	0	0.0%
計	7,542,520	94,797	6,024,561	79.9%
計(名古屋市を除く)	5,249,061	66,377	3,746,461	71.4%

1 処理区域面積は2021年3月31日現在の数値。  
 2 行政人口及び処理区域内人口は2021年3月31日現在の住民基本台帳調べによる。  
 3 処理区域：排水区域のうち排除された下水を最終処理場により処理することができる地域で、下水道法第九条第二項に準用する同条第一項の規定により公示された区域  
 (資料) 建設局調べ

表15 流域下水道の供用状況

流域下水道名	処理場名	構成市町	供用開始 年度	処理区域 面積 (h.a)	処理区域 人口 (人)	処理能力 (m <sup>3</sup> /日)
矢作川 流域下水道	矢作川 浄化槽	岡崎市、豊田市、安城市 西尾市、幸田町	1992	14,153 17,383	808,213 854,049	283,800 463,800
境川 流域下水道	境川 浄化槽	刈谷市、豊田市、安城市 大府市、知立市、豊明市 みよし市、東郷町、東浦町	1989	8,874 12,472	564,606 656,449	203,600 369,200
衣浦西部 流域下水道	衣浦西部 浄化槽	半田市、知多市、阿久比町 東浦町、武豊町	1991	3,535 4,072	209,479 212,850	84,600 113,000
衣浦東部 流域下水道	衣浦東部 浄化槽	碧南市、安城市、高浜市	1996	2,301 3,130	106,816 134,710	41,300 78,000
豊川 流域下水道	豊川 浄化槽	豊橋市、豊川市、蒲郡市 新城市	1980	5,006 6,626	220,266 243,930	100,000 161,300
五条川左岸 流域下水道	五条川左岸 浄化槽	大山市、小牧市、岩倉市 大口町	1987	3,891 5,499	177,321 204,017	91,200 129,500
日光川上流 流域下水道	日光川上流 浄化槽	一宮市、稲沢市	2000	3,069 4,192	196,489 246,010	68,600 190,400
五条川右岸 流域下水道	五条川右岸 浄化槽	一宮市、犬山市、江南市 岩倉市、大口町、扶桑町	2001	2,275 4,257	132,509 227,358	30,000 128,000
新川東部 流域下水道	新川東部 浄化槽	北名古屋市、豊山町	2007	782 1,723	55,155 98,740	13,390 56,800
日光川下流 流域下水道	日光川下流 浄化槽	津島市、愛西市、弥富市 あま市、大治町、蟹江町	2009	1,912 6,040	113,409 283,570	36,150 146,200
新川西部 流域下水道	新川西部 浄化槽	稲沢市、清須市、北名古屋市	2012	318 1,395	21,290 70,960	4,400 39,000

(注) 表の数字については、それぞれ以下のとおり。  
 上段：2021年4月1日現在の現況値  
 下段：2021年4月1日現在の基本計画値  
 (資料) 建設局調べ